

各 位

会 社 名 アズビル株式会社
 代表者名 代表取締役社長 曾禰 寛純
 (コード番号：6845 東証第 1 部)
 問合せ先 執行役員常務 グループ経営管理本部長 横田 隆幸
 (TEL：03-6810-1031)

株式給付制度の導入に伴う信託設定（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 30 日付で当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めるため、社員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付制度」（以下、「本制度」といい、本制度に関して設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表しましたが、本日平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、本信託の設定時期等の詳細について決定しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 1,865,659 株（平成 29 年 3 月 31 日現在）のうち 1,000,000 株（3,970,000,000 円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再委託を受けた再信託受託者）に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

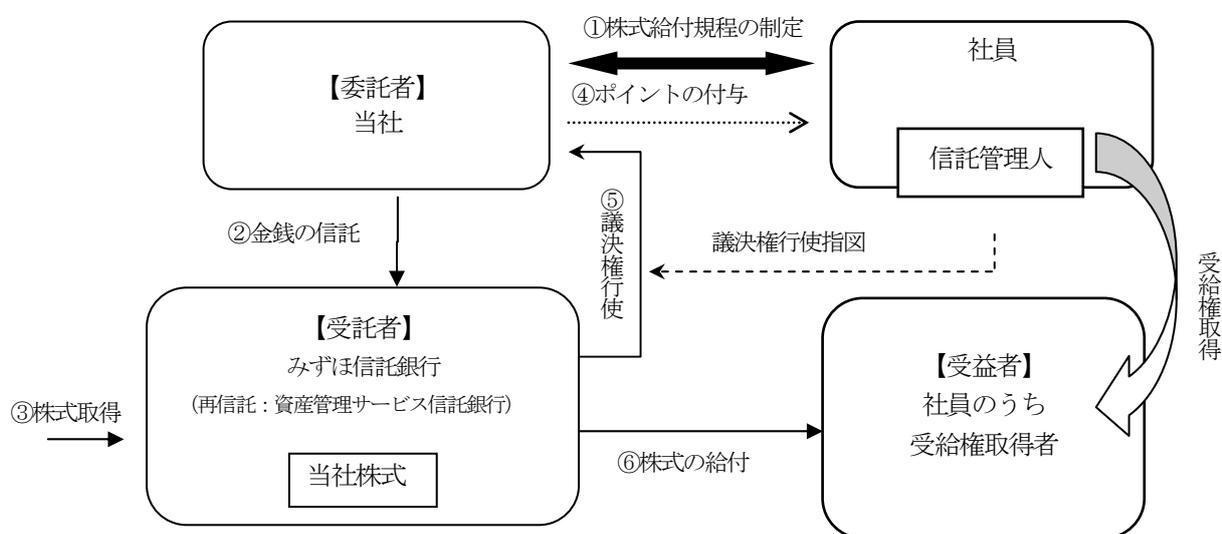
1. 本信託の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 信託の名称 | 株式給付信託（J-E SOP） |
| (2) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (3) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること |
| (4) 委託者 | 当社 |
| (5) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）
みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (6) 受益者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| (7) 信託管理人 | 当社の社員より選定 |
| (8) 信託契約日 | 平成 29 年 5 月 29 日（予定） |
| (9) 信託設定日 | 平成 29 年 5 月 29 日（予定） |
| (10) 信託の期間 | 平成 29 年 5 月 29 日（予定）から平成 39 年 6 月 30 日（予定）まで |

2. 本信託における当社株式の取得内容

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 株式の取得資金として拠出する金額 | 3,970,000,000 円 |
| (2) 取得株式の種類及び数 | 普通株式 1,000,000 株 |
| (3) 株式の取得方法 | 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得 |
| (4) 株式の取得日 | 平成 29 年 5 月 29 日（予定） |

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し、株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき、社員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき社員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託において、信託銀行は、信託管理人の指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 本信託において、信託銀行は、社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たして受給権を取得した者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上